

# ○医療型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注									
イ 医療型障害児入所施設で行う場合	(1) 自閉症児の場合 (351単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100  3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	イ 重度障害児支援加算 (I) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算 (II) 1日につき+198単位  *別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位	1日につき+26単位  *公認心理師の場合 +10単位									
	(2) 肢体不自由児の場合 (174単位)					ハ 重度障害児支援加算 (III) 1日につき+198単位												
	(3) 重症心身障害児の場合 (913単位)																	
ロ 医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合					(一)最初の60日まで (419単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100  3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	イ 重度障害児支援加算 (I) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算 (II) 1日につき+198単位  *別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位	1日につき+26単位  *公認心理師の場合 +10単位				
						(二)61日目以降90日まで (383単位)												
						(三)91日目以降180日まで (351単位)												
						(四)181日目以降 (318単位)												
	(2) 肢体不自由児の場合					(一)最初の60日まで (205単位)												
						(二)61日目以降90日まで (189単位)												
						(三)91日目以降180日まで (174単位)												
		(四)181日目以降 (159単位)																
	(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで (1,100単位)																
		(二)61日目以降90日まで (1,002単位)																
		(三)91日目以降180日まで (913単位)																
		(四)181日目以降 (824単位)																
ハ 指定発達支援医療機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合 (126単位)						ハ 重度障害児支援加算 (III) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位									
	(2) 重症心身障害児の場合 (889単位)																	

二 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで	(152単位)
		(二)61日目以降90日まで	(138単位)
		(三)91日目以降180日まで	(126単位)
		(四)181日目以降	(114単位)
	(2) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで	(1,076単位)
		(二)61日目以降90日まで	(978単位)
		(三)91日目以降180日まで	(889単位)
		(四)181日目以降	(800単位)

ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位
-------------------------------	-------------	------------

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

保育職員加配加算	(1日につき 20単位を加算)
----------	-----------------

地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
--------	------------------------------

小規模グループケア加算	(1日につき 240単位を加算)
-------------	------------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×35/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×25/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×14/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×5/1,000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×30/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×27/1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計